

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1 法案の概要

一般職国家公務員の給与改正に準じて防衛省職員の給与について所要の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 平成26年度実施関係（官民較差の是正）

- ① 一般職の俸給改定に準じて、自衛官等の俸給を改定（自衛官：平均0.4%引上げ）
- ② 防衛大学校等の学生に対する学生手当及びボーナスの引上げ 等

- ・ 事務官等の俸給の改定（若年層を重点に、平均0.3%引上げ）
 - ・ ボーナスの支給月数の引上げ（年間3.95月分→年間4.10月分（+0.15月分））
 - ・ 自動車通勤に係る通勤手当等の引上げ
- は、一般職給与法の改正により自動的に改定

- 俸給、学生手当、通勤手当等の引上げは、平成26年4月に遡及して適用
- ボーナスは、平成26年12月支給分から施行

(2) 平成27年度実施関係（給与制度の総合的見直し）

民間賃金水準の低い地域の官民較差を踏まえた一般職の俸給改定に準じて、自衛官等の俸給を改定（自衛官：平均1.6%の引下げ。士長以下等の若年層は据え置き）

※ 俸給の引下げ改定に伴う激変緩和のため、3年間の現給保障の経過措置

- ・ 事務官等の俸給の改定（平均2%引下げ。若年層は据置き）
 - ・ 地域手当の見直し（支給割合の引上げ等：18%→20%等）
 - ・ 転勤を円滑に行う観点から、広域異動手当、単身赴任手当等の引上げ
- は、一般職給与法の改正により自動的に改定

※ 地域手当、広域異動手当、単身赴任手当は、平成27年度から段階的に引上げ（平成30年4月完成）

- 平成27年4月1日から施行